パステルいまばり規約

(名称)

第1条 この会は、「パステルいまばり」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、今治市内会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は人間関係で悩みを持っていたり、コミュニケーションに困難を感じていたりする人たちが、話を聴いてもらったり仲間と対話したりして、問題に向き合い自分らしさを取り戻し、社会の一員として自分らしく生きようとすることを心理の面から支援することを目的とする。

(活動)

- 第4条 この会の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - (1) ワークショップ・対話のための会を開く。
 - (2) 会員の自主的な活動を積極的に進める。
 - (3) その他、会の目的に沿った事業を行う。

(会員・入会)

第5条 会員は、当会の目的に賛同するものと、人間関係に悩みを持ち解決しようとするもので構成し、入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出する。

(会費)

第6条 毎月の会費は、500円とする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。また、会費を1年 以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(役員)

- 第8条 この会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査役 1名
 - 2 第1項に定める役員は、総会により選出する。
 - 3 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

- 第9条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐しこれに事故がある時又は欠席の時は、その職務を代行する。
 - 3 監査役は、会の業務及び財産の状況を監査する。

(解任)

- **第10条** 役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の議決により、これを解任する ことができる。
 - (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(総会)

- **第11条** この会の総会は、会員を持って構成し、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。 ただし、必要がある時には臨時に開催できるものとする。
 - 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会則、事業などの変更
 - (2) 解散
 - (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員の選任または解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
 - 3 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第12条 総会の議事については議事録を作成する。

(役員会)

- 第13条 役員会は、役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。
 - 2 役員会は、総会の議決した方針に基づき、会の活動を援助する。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査 を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(変更)

- 第16条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。 (設立年月日)
- 第17条 本会の設立年月日は、平成27年4月1日とする。

附則

この会則は、平成27年4月から施行する。

附則2

この会則は、平成29年1月から施行する。

附則3

この会則は、平成29年8月21日から施行する。

附則4

この会則は、令和3年4月7日から施行する。

附則5

この会則は、令和3年9月15日から施行する。